

消 防 予 第 9 6 号
平成 23 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
(公 印 省 略)

コンテナ型データセンターに係る消防法令上の取扱いについて

標記について、消防法令上の取扱いに係る運用指針を、下記のとおりとりまとめましたのでお知らせします。

本指針によって取り扱われる場合、一般的なコンテナ（面積 30 m²程度）を単体で用いたコンテナ型データセンターにあつては、通常、現行の消防法令の下では、消防用設備等の設置義務を生じる規模には達しないものと考えられますが、複数のコンテナを積み重ねる等により単一の防火対象物として相当規模に達する場合には、消防用設備等の設置義務を生じることもあり得ますので、その規模の判定等に当たっては、本指針に沿って適切な運用を図られるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

また、国土交通省住宅局建築指導課長より平成 23 年 3 月 25 日付け国住指第 4933 号「コンテナ型データセンターに係る建築基準法の取扱いについて」（以下「国交省通知」という。）が各都道府県建築行政主務部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

第一 適用対象

この指針は、コンテナ型データセンター（輸送用等のコンテナの中にサーバー、電源、通信配線、空調設備その他これらに類するものを格納し、データセンターとして使用するものをいう。以下同じ。）に適用する。

第二 防火対象物としての取扱いに関する事項

1 用途

コンテナ型データセンターの火災予防上の実態は、電気室や通信機器室と同様であることから、原則として、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第一(15)項に該当するものであること。

なお、他の用途等にも用いている場合には、個別の防火対象物の実情を勘案し、火災予防上の実態に即して総合的に判断すること。

2 技術基準の適用

当該コンテナ型データセンターが、国交省通知に照らして建築物に該当しない場合には、工作物として、次のとおり取扱うこと。

ア 床面積

壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によること。

イ 階

コンテナ内において人が出入りし、作業等を行うことが出来る場所が複数の階層となっている場合には、当該階層を階として取扱うこと。

ウ 消防用設備等の設置単位

(ア) 消防用設備等の設置単位は、特段の規定（消防法施行令第8条、第9条、第19条第2項、第27条第2項）のない限り、一のコンテナであり、敷地ではないこと。

(イ) 建築物とコンテナ又はコンテナとコンテナが溶接等により構造的に結合され又は渡り廊下（これらに類するものを含む。）等により接続されている場合には、原則として一の設置単位として取扱うが、これらが単に接して設置され又は配線、配管、ダクト等によってのみ接続されている場合にあっては、別の設置単位として取扱うこと。

なお、国交省通知に照らして建築物に該当する場合にあっては、床面積、階及び消防用設備等の設置単位の取扱いについては、他の建築物と同様に取扱うこととなるものであり、消防用設備等の設置単位については、「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付け消防安第26号）を参照されたい。

第三 その他の留意事項

- 1 コンテナ内又はその周囲に電気設備等が設置される場合には、コンテナ及びコンテナの外壁等を建築物及び建築物の外壁等とみなして火気設備等に係る基準を適用すること。
- 2 防火対象物の敷地内にコンテナが設置された場合は、当該コンテナを消防計画の範囲内に含める等、コンテナも含めた自主防火体制の構築を図ることが必要であること。
- 3 コンテナ型データセンターの管理主体が同一敷地内の防火対象物の管理権原者と異なる場合は、管理権原が異なる防火対象物として防火管理体制を構築すること。この場合において、コンテナ型データセンターにおいて火災等が発生した際に、コンテナ型データセンターの管理主体が速やかに現場にかけつけることが出来ない場合には、近隣防火対象物との連絡体制の構築等を図るよう指導すること。

消防庁予防課

担当：塩谷、大歳

TEL：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533

別添

国住指第4933号
平成23年3月25日

各都道府県

建築行政主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

コンテナ型データセンタに係る建築基準法の取扱いについて

コンテナ型データセンタに係る建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号。以下「法」という。）の取扱いについて、下記の通り通知しますので、適切な業務の推進に努められますようお願いいたします。

貴職におかれては、貴都道府県内の特定行政庁及び貴都道府県知事指定の指定確認検査機関に対しても、この旨周知方お願いいたします。

なお、国土交通大臣及び地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添えます。

記

土地に自立して設置するコンテナ型データセンタのうち、サーバ機器本体その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる設備及び空調の風道その他のデータサーバとしての機能を果たすため必要となる最小限の空間のみを内部に有し、稼働時は無人で、機器の重大な障害発生時等を除いて内部に人が立ち入らないものについては、法第2条第1号に規定する貯蔵槽その他これらに類する施設として、建築物に該当しないものとする。

ただし、複数積み重ねる場合にあつては、貯蔵槽その他これらに類する施設ではなく、建築物に該当するものとして取り扱うこととする。